

## 第 21 回太宰府市自治基本条例審議会

平成 27 年 1 月 21 日（水）午後 7 時～

於太宰府市役所 4 階大会議室

出席者；

欠席者；

次 第

1.開 会

2.会長挨拶

議 事

1、会長・副会長たたき台について

2、その他

閉会

次回 平成 27 年 月 日（ ） 19:00～：市役所 4 階大会議室

## ■ 第 19 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
44 頁 第 19 条 審議会等	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 項では、法令等により委員の構成が定められている場合や、高度な専門性が求められる場合など、公募や無作為抽出による委員の選出が適さない正当な理由がある場合を除いて、市民公募委員を選任すべきことを規定しています。</li> </ul>	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>審議会等は、市政運営における民主性・専門性の確保といった大きな役割を果たしています。テーマとなる課題に関係のある団体の代表や有識者がメンバーに加わるのは、そのためです。しかし、そうしたメンバーだけでは得られない、一般市民の視点もあります。そこで、第 1 項では、多様な視点を確保するため、「原則として」市民公募委員を選任すべき旨を規定しています。</u></li> <li><u>なお、第 1 項の「適正な委員構成に努める」とは、審議会での議論が多様な視点から活発になされるよう、市民公募委員の人数を必要十分に確保する等、委員構成に十分配慮すべきことを指します。</u></li> <li>第 1 項の「原則として」とは、法令等により委員の構成が定められている場合や、<u>特定の個人及び団体並びに行政処分に係る場合、高度な専門性が求められる場合など、市民公募委員を選任することが適当でない場合もあることを意味しています。</u></li> </ul>
	<p>【審議会の議論】 (公募の原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公募市民に何を期待するか？</li> <li>公募市民をいれず専門家だけで検討すべき内容があるだろうし、また、「その内容について考えたことがない人」の視点も有用なこともあり得るだろう。</li> <li>市政に非常に興味をもっている市民がいるのだから、公募市民を増やすことは、市の活性化につながる。</li> <li>専門家や、特定の団体の代表や有力者ばかりの意見だけではなく、一般市民の視点を入れることに公募の意味があるだろう。</li> <li>「原則として、その一部を市民からの公募によって選任するものとする」という現行原案で十分であり、数字を盛り込むべきではない。</li> <li>今、現在の選抜の規定では、不十分な時があるので、明確に示すべきであろう。</li> <li>あまりに高い目標値を設定してしまうと、「公募市民を集めるだけで非常に時間が費やされる」ということもあるだろう。つまり、「公募する市民が少ない」さらには、「集まらない」という事態も想定して議論をしないといけないだろう。</li> <li>愛川町のように、公募が適さない内容を提示することは必要であろう。</li> </ul> <p>→解説の中で、公募市民の重要性を述べ、また愛川町を参考に公募が適さない場合もあることを整理する。</p> <p>→条文にある「適正な委員構成に努める」ことを確認し、「半数を公募市民とする」など具体的な数値による規定は行わない。</p>	

	<p>(市民意見 No1 一つ目)  →回答の方向性：解説の中で、公募市民の重要性を述べ、条文にある「適正な委員構成に努める」ことを確認し、「半数を公募市民とする」など具体的な数値による規定は行わない。なお、プロセスの公開は、現行原案で読み取れると考える。</p> <p>(市民意見 No1 二つ目)  →回答の方向性：審議会等には、福祉計画などの長期計画の委員の選任についても同様の規定を、既に持っている。</p> <p>(市民意見 No2)  →回答の方向性：解説のように具体的に書くと、適正な委員構成が難しくなる局面もあると考えられるので、変更なし。</p> <p>(市民意見 No3)  →回答の方向性：指摘内容に対しては現行原案どおりで問題ないため、変更なし。なお、条文としての正しい記載に修正する。</p> <p>(市民意見 No4) →市民意見 No1 の一つ目と同様</p> <p>(市民意見 No5) →市民意見 No1 の一つ目と同様</p> <p>(市民意見 No6)  →回答の方向性：専門性とは別に女性の視点も踏まえて議論することは重要であると考えられる。なお、既に要綱において女性登用率の目標値が示されているため、本条例には規定しない。</p>

## ■第 19 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
46 頁 第 20 条 パブリック コメント	<p>【条文】 第 20 条 市長等は、市政に係る重要な施策等を定めるときは、別に定めるところにより事前にその案及び論点を明確にした資料等を公表し、市民の意見を求めるものとする。</p>	<p>【条文】 第 20 条 市長等は、市政に係る重要な施策等を定めるときは、別に定めるところにより事前にその案及び論点を明確にした資料等を公表し、<u>広く</u>市民の意見を求めるものとする。</p>
	<p>(市民意見 No1) →回答の方向性：パブリックコメントには情報共有に資するという面があるが、主たる目的は「政策の質の向上」と考えており、本条項を規定している。</p> <p>(市民意見 No2) →回答の方向性：指摘のとおりであり、本条項を規定している。</p> <p>(市民意見 No3 一つ目) →回答の方向性：指摘のとおり「広く」を追加修正する。</p> <p>(市民意見 No3 二つ目) →回答の方向性：「尊重」に関しては、現行原案で読み取れるので、変更なし。</p> <p>(市民意見 No4) →回答の方向性：パブリックコメントの主目的は「政策の質の向上」と考えており、単独の条項をおくことにより、その性質を強調している。</p>	

## ■ 第 19 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
48 頁 第 21 条 情報の公開 及び管理等	<p><b>【条文】</b>            (情報の公開及び管理等)</p> <p>第 2 1 条 議会及び市長等は、公正で開かれた市政の推進を図るため、それぞれが保有する情報を別に条例で定めるところにより公開するとともに、市民に対し、積極的かつ分かりやすい形で情報提供するよう努めるものとする。</p> <p><b>【解説】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 項は、情報公開と情報提供について規定しています。「情報公開」というのは、情報公開請求に基づいて情報を公開するという、いわば「受け身」のものです。それに対し、「情報提供」は「言われなくても公開する」というものです。本項は、議会および市長等が、情報公開にとどまらず、情報提供を積極的に行うべき旨を規定しています。また、「分かりやすい形で情報提供する」とは、可能な限り行政用語などを使わずに、市民に理解しやすい表現で情報提供することを指します。</li> </ul>	<p><b>【条文】</b>            (情報の<b>共有及び公開</b>)</p> <p>第 2 1 条 議会及び市長等は、<b>市民が市政に関する情報を共有することがまちづくりの基本であることを踏まえ、別に条例で定める情報公開にとどまらず、情報提供を積極的に行うよう努めるものとする。</b></p> <p><b>2 前項に規定された情報提供は、市民による理解が容易な形でなされなければならない。</b></p> <p><b>3 議会及び市長等は、市政運営に有益な情報を積極的に収集するとともに、必要に応じてその加工を行うことにより市民にとって有用な情報の創造に努めるものとする。</b></p> <p><b>【解説】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 項は、情報公開と情報提供について規定しています。「情報公開」というのは、情報公開請求に基づいて情報を公開するという、いわば「受け身」のものです。それに対し、「情報提供」は「言われなくても公開する」というものです。本項は、議会および市長等が、情報公開にとどまらず、情報提供を積極的に行うべき旨を規定しています。</li> <li><b>第 2 項は、可能な限り行政用語などを使わずに、市民に理解しやすい表現で情報提供することを指します。</b></li> <li><b>第 3 項は、市政を把握するために必要な情報を作り、提供するということを指します。</b></li> </ul>
	<p><b>【審議会の議論】</b>            (情報共有の原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>解説に示すように、「情報公開」と「情報提供」を分けて考えており、「情報公開」に関しては「情報公開条例」の中で議論することであり、本条例は、情報を積極的に提供し「情報共有」に努めることが大原則であると考える。</li> </ul> <p>→ 条文のタイトルを「情報共有及び公開」に修正し、その意図を前面に出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 項「積極的かつ分かりやすい形で」と並列に書くのはおかしいので訂正する。</li> <li>情報を加工して新しい情報を創り出す「情報創造」という趣旨の条文化を図る。なお、条文に盛り込み難い場合は、解説に記す。</li> </ul>	

(市民意見 No1)

→回答の方向性:「情報公開」に関しては「情報公開条例」の中で議論することであり、本条例は、情報を積極的に提供し「情報共有」に努めることが大原則であるとする。

## ■第 19 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	審議会の議論
51 頁 第 22 条 市民参画	(市民意見 No1) →回答の方向性：市民参画の期日を具体的に記載することに適さない条文があり、「できるだけ早い段階」という表現は、何を持って「早い」かの定義があいまいであり、また条文に馴染まない表現であることから、現行原案どおりとする。

## ■第 20 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
51 頁 第 22 条 市民参画	<p>【条文】 第 2 2 条 市長等は、市政に関する計画又は政策の立案の段階から、公正かつ透明な市民参加の機会を積極的に創出し、市民の意見が市政運営に適切に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 項は、総合計画等の計画の策定や条例の制定等を行う際には、「立案の段階から」市民参画の機会の積極的創出に努めるべき旨を規定しています。要するに、“できるだけ早い段階から”それを行うべき旨を定めています。</li> </ul>	<p>【条文】 第 2 2 条 市長等は、<u>別に条例に定めるところにより</u>、市政に関する計画又は政策の立案の段階から、公正かつ透明な市民参加の機会を積極的に創出し、市民の意見が市政運営に適切に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 項は、総合計画等の計画の策定や条例の制定等を行う際には、「立案の段階から」市民参画の機会の積極的創出に努めるべき旨を規定しています。要するに、“できるだけ早い段階から”<u>は、柔軟に市民の声を受け止めることができる段階から市民参画を行う、という旨を定めています。</u></li> <li><u>別途定める条例では、例えば、市民参画の対象となる施策や、参画の方法（審議会等、パブリックコメント、住民投票、市民アンケート、住民説明会等）、公表の方法（市民への呼びかけ方や開催時間帯等）等を定めます。</u></li> </ul>
審議会の議論	<p>(市民意見 No1__市民参画の期日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>22 条第 1 項「市民参加の機会を、政策立案の段階から～創出し～」という文言で、市民参画を基本的に早い段階から行う姿勢が出されているから原案通りでよい。</li> <li>「立案の段階から」という文言から、何でもかんでも立案の段階から全部公表しなければいけない、と解釈できるのではないか。</li> </ul> <p>→本条項の趣旨は、計画等が決まった後で形式上の市民参画をやって済ませては駄目で、「できるだけ早い段階から」は、柔軟に市民の声を受け止めることができる段階から市民参画を行う、ということであることを解説に記述する。</p> <p>(市民意見 No1__市民参画の方法や仕組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治基本条例は概要的なことしか書かないので、市民参画の方法や仕組みは、他の条例で定めるものである。</li> <li>「重要事項は市民が参画して～」としてはどうか。</li> <li>「重要」をどのような基準で判断するかが問題となる。</li> <li>立案の段階から全ての議案について市民と一緒に係るシステムが良いのかどうかは考えないといけない。市民参画の手続きもしくは基準を設ける担保として、例えば「他の条例で定める～」等の文言を加えるべきだろう。</li> <li>「別の条例により～」ということは、いつか条例を作ることになるが、その条例の中でどう仕分けするかを、ある程度イメージしておく必要がある。</li> </ul> <p>→如何様にも解釈されてしまう可能性もあるので、担保として「別に条例に定めるところにより」という文言を、「市長等は」の次に挿入し、解説で、別に定める条例のイメージを例示する。</p>	



	<p>(市民意見 No2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 項の主語に議会を加える。後段は誤植であり、指摘のように修正する。</li> <li>・仕組みを設けることについて第 1 項に「別に条例を定める～」を追加する。</li> </ul> <p>(市民意見 No3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原案どおりとする。</li> </ul> <p>(市民意見 No4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの趣旨は「質を高めること」にあるので、市民参画に一括で示すのではなく、誤解を与えないようあえて別箇に設けている。</li> </ul> <p>(市民意見 No5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見として受け取る。</li> </ul> <p>(市民意見 No6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参画の仕組み等は「別に条例で定める～」こととし、利害関係者を粗末にはいけない、ということを配慮事項と考える。</li> </ul> <p>(市民意見 No7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参画の機会の不平等を認識しつつ、参画のバリエーションを高めることが大事であり、その足がかりとして本条例を設けることを目指している。</li> </ul>
回答の方向性	<p>(市民意見 No1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参画の期日を具体的に記載することに適さない条文があり、「できるだけ早い段階」という表現は、何を持って「早い」かの定義があいまいであり、また条文に馴染まない表現であることから、現行原案どおりとする。</li> <li>・本条項の趣旨は、計画等が決まった後で形式上の市民参画をやって済ませては駄目で、「できるだけ早い段階から」は、柔軟に市民の声を受け止めることができる段階から市民参画を行う、ということであることを解説に記述する。</li> <li>・如何様にも解釈されてしまう可能性もあるので、担保として「別に条例に定めるところにより」という文言を、「市長等は」の次に挿入し、解説で、別に定める条例のイメージを例示する。</li> </ul> <p>(市民意見 No2_1 つ目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 項は、ご指摘のように修正する。</li> <li>・仕組みを設けることについて第 1 項に「別に条例に定めるところにより」という文言を、「市長等は」の次に挿入する。</li> </ul> <p>(市民意見 No3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原案どおりとする。</li> </ul> <p>(市民意見 No4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの趣旨は「質を高めること」にあるので、市民参画に一括で示すのではなく、誤解を与えないようあえて別箇に設けている。</li> </ul> <p>(市民意見 No5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見として受け取る。</li> </ul> <p>(市民意見 No6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参画の仕組み等は「別に条例で定める～」こととし、利害関係者を粗末にはいけない、ということを配慮事項と考える。</li> </ul> <p>(市民意見 No7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参画の機会の不平等を認識しつつ、参画のバリエーションを高めることが大事であり、その足がかりとして本条例を設けることを目指している。</li> </ul>

## ■第 20 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
60 頁 第 24 条 協働	<p><b>【条文】</b> 第 2 4 条 市民、コミュニティ、議会、市長等は、まちづくりの推進に当たって協働するよう努めるものとする。</p> <p>2 市長等は、前項の場合において、市民及びコミュニティの自主性及び自律性を損なわないよう配慮しなければならない。</p> <p>3 市長等は、まちづくりの推進を目的として主体的に活動する市民及びコミュニティに対し、必要かつ適切な支援を行うよう努めるものとする。</p> <p><b>【解説】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 項では、まちづくりの推進に当たっては、市民や自治会、議会や市長等、市全体で地域課題と目標を共有し、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いに対等な立場で、連携、協力して取り組まなければならないことを規定しています。</li> <li>・第 2、3 項では、市長等は、協働を進めていくに当たって、主体的に活動する市民及びコミュニティの自主性及び自律性を損なわないように配慮するとともに、支援を行う場合、とりわけ財政支援を行う場合は、それが適切で効果的であるかという観点で実施しなければならないことを規定しています。</li> </ul>	<p><b>【条文】</b> 第 2 4 条 <u>市民、コミュニティ、議会、市長等は、市民による主体的な取り組みをまちづくりの基本としつつ、協働を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>2 市民、コミュニティ、議会、市長等は、まちづくりの推進に当たって協働するよう努めるものとする。</p> <p>3 市長等は、前項の場合において、市民及びコミュニティの自主性及び自律性を損なわないよう配慮しなければならない。</p> <p>4 <u>市長等は、前項の配慮がなされているかどうかを十分吟味して、協働によるまちづくりを効果的に推進するための手続き等を整備しなければならない。</u></p> <p>5 市長等は、まちづくりの推進を目的として主体的に活動する市民及びコミュニティに対し、必要かつ適切な支援を行うよう努めるものとする。</p> <p><b>【解説】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 項では、<u>協働を進める上でも、市民みずからが問題解決に当たることが基本となることを示しています。</u></li> <li>・第 2 項では、まちづくりの推進に当たっては、市民や自治会、議会や市長等、市全体で地域課題と目標を共有し、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いに対等な立場で、連携、協力して取り組まなければならないことを規定しています。</li> <li>・第 3、4、5 項では、市長等は、協働を進めていくに当たって、主体的に活動する市民及びコミュニティの自主性及び自律性を損なわないように配慮するとともに、支援を行う場合、とりわけ財政支援を行う場合は、それが適切で効果的であるかという観点で実施しなければならないことを規定しています。</li> <li>・また、第 4 項では、<u>協働の名の元に、行政が自ら責任の放棄につながらない</u></li> </ul>

		<p><u>ように十分留意し、そのようなことを防ぐ手続等を整備しなければならないことを規定しています。</u></p>
<p>審議会の議論</p>	<p>(市民意見 No1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原案どおりとする。</li> </ul> <p>(市民意見 No2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「財政支援」という言葉を入れなくてもよいと思われる。財政支援に偏ってしまうのもおかしく、財政的に支援してくれなくても、色々なところに活動の場を広げていってくれるというだけでも、十分なところもある。</li> <li>・活動する市民及びコミュニティが、本当に効果的に活動しているのかどうかの精査は必要である。何でもかんでも支援するのは、財政上問題があるので、解説の一文は必要であろう。</li> </ul> <p>→仕組みに関しては、自治基本条例に規定すべき内容のものではないことから、原案どおりとする。なお、財政運営に補助金等についての記述を入れるかは再度議論する。</p> <p>(行政の責任放棄に歯止めをかける文章について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働という名の元に、行政が、自分たちの責任を軽減することが無いように歯止めをかける文章が必要ではないか。</li> <li>・これ以上、自治会に色々持って行くのは、高齢化社会の中で、かなりのほころびが出ていて、あまりに住民に負担がかかりすぎるため、あまりにコミュニティにいうべきではない、と思っている。</li> <li>・協働というものを行政側が使う時は、だいたい負担を押し付けるという方向で使用され勝ちなので、若い集落や、限界集落に近いような高齢化の進んだ集落など、地域の違いはあってよいのですが、地域の実情に応じて、何でもかんでもコミュニティに任せるのではなく、適切に行うべきであろう。</li> <li>・第2項で、自律性を失わせる程の押し付けにならないように規定している。</li> </ul> <p>→「なお、前項の場合において、行政が自ら責任の放棄につながらないように十分留意しなければならない」等の文言を加える。</p> <p>→「市長は、前項の配慮がなされているかどうかを十分吟味して、そういったことを担保する手続き等を整備しなければならない」というようなニュアンスの文言を、新しく第3項として規定する。それに応じて、原案3項は4項にふり直し、解説も合わせて番号をふり直す。</p> <p>(協働のあり方、解釈)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「協働」は押し付けがましい気がして、「連携」だったら、皆一緒に取り組んでいこう、という感覚があるので、修正すべきだろう。</li> <li>・「協働」といった場合、市民とかコミュニティが独立単体としての意識を持っていて、独立した者同士の協働というニュアンスがあるが、「連携」は単体としての個性が薄い気がする。</li> <li>・今、地域が持っている力を引っ張っていくために自治基本条例を作ろうとしていると思う。「協働」という言葉が相当な力を持っていると思う。</li> <li>・自治基本条例を設けることで、市民や議員は、市長等が市民及びコミュニティに配慮しているかを指摘する根拠となり得る。</li> <li>・本来ならば行政がやるべきことがいっぱいあるが、“財政”という先にたつものがあるわけだから、そういった面を補うのが共同体ではないかと考えられる。市民でできることは、市民でやっぺいこうということが協働の意味だと解釈しては</li> </ul>	

	<p>どうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民参画」は、行政が主体になったという気がするが、「協働」と言えば、そうではなくて、団体から出たものが主体になって、そこに行政が入っていくという解釈ができるのではないか。“市民参画”もよいが、それより“協働”ということもこれから大事になってくるだろうと思われる。</li> </ul> <p>→新たに「市民が、自分たちで問題解決していく、それが基本で、その延長上に協働がある」というニュアンスのことを第 1 項として新設する。</p>
回答の方向性	<p>(市民意見 No1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原案どおりとする。</li> </ul> <p>(市民意見 No2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕組みに関しては、自治基本条例に規定すべき内容のものではないことから、原案どおりとする。なお、財政運営に補助金等についての記述を入れるかは再度議論する。</li> </ul>